

豊橋創造大学科目等履修生等に係る学納金及び手数料に関する規程

制定
平成11年 4月 1日
改正
平成19年 4月 1日

(目的)

第1条 豊橋創造大学学則第49条の規定に基づき、科目等履修生及び委託生に係る学納金及び手数料については、この規程の定めるところによる。

(学納金)

第2条 学納金とは、入学検定料、入学金、授業料をいう。

(その他の納付金)

第3条 その他の納付金とは、コンピュータを使用する等実習を伴う授業科目に係る実習費をいう。

(納付額)

第4条 前2条に係る納付額は、下表のとおりとする。

区 分	入学金	授業料	実習費	入学検定料
科目等履修生	50,000円	(1単位につき) 12,000円	(1科目につき) 10,000円 その他履修に特別な費用を要する実費を徴収する。	10,000円
委託生	50,000円	(1単位につき) 12,000円		10,000円

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。